



税務情報

経済産業省 — 「攻めの経営」を促す役員報酬 ～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～ の改訂

経済産業省は 9 月 30 日、中長期の企業価値向上に対応する役員報酬プランの導入を促すために作成している表題の手引の改訂版を公表しました。

■ 『「攻めの経営」を促す役員報酬 - 企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引 -』を改訂しました

この手引は 2017 年 4 月に初版が公表されて以来、3 回改訂が行われていましたが（第 2 版は 2017 年 9 月公表、第 3 版は 2019 年 3 月公表及び第 4 版は 2019 年 5 月公表）、第 5 版となる今回は、2020 年度税制改正に係る部分を中心とした改訂が行われています。

主な改訂部分は以下の通りです。

II. 株式報酬、業績連動報酬に関する Q&A

- 2020 年度税制改正の概要及び適用時期を解説する Q&A の新設 《Q2-1 及び 2-2》
（昨年度の税制改正について解説する既存の Q2-1 及び 2-2 が差し替えられたもの）
 - 2020 年度税制改正により整備された、譲渡制限付株式等を交付された役員等が死亡した場合の税務上の取扱いを解説する Q&A の新設 《Q22-1》
 - 2020 年度税制改正により見直された、業績連動給与の損金算入にあたり、算定方法の適切な決定手続において報酬委員会等の独立社外取締役等に求められる「独立職務執行者」^(*)に関する解説の追加 《Q64-2》
（「独立職務執行者」について解説する既存の Q64-2 が更新されたもの）
- ^(*) 2020 年 2 月に証券取引所において親会社の取締役等であった者に関し独立性基準の見直しが行われたことに併せて、法人税法上の「独立職務執行者」の定義が見直されています。

KPMG 税理士法人
info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.